

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	常滑市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に個人情報の取り扱いについて規定している。

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和8年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・個人住民税の賦課又は調査に関する事務を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律および、条令・規則の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①住民たる個人、事業者等の給与支払い者、公的年金保険を営む団体、地方公共団体、国税庁、及びその他の官公署からの課税資料の收受 ②課税資料の対象となる個人の特定 ③課税資料に関する調査及び審査 ④課税資料に基づく個人住民税の賦課、更正及び減免 ⑤普通徴収にかかる個人住民税の納税の通知並びに更正及び減免に関する通知 ⑥特別徴収にかかる個人住民税の決定の通知並びに更正、減免及び特別徴収中止に関する通知 ⑦地方税法に定める納税証明書並びに所得課税証明書及び扶養証明書の交付 ⑧国税庁及び他の地方公共団体への課税資料の回送 ⑨課税にかかる官公署への協力の要請及び官公署からの要請への協力 ⑩徴収簿の作成 ⑪督促状(催告書)の発送 ⑫不能欠損対象の把握、決定 ⑬その他個人住民税の賦課及び徴収に関すること ⑭情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑮マイナポータル申請管理で受領した申請データは、申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する</p>
③システムの名称	個人住民税システム、申告受付支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、71、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」の項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（所在地）〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 （電話番号）0569-47-6101（直通）（ファックス番号）0569-35-4329（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課（所在地）〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 （電話番号・ファックス番号）0569-47-6104（直通）・0569-35-6944（直通）
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務系ネットワーク及びLGWAN接続系ネットワークにおいて生体認証を導入していること、また、基幹系業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	1 3 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和3年10月19日	1 4 2 法律上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27項	番号法第19条第7項 別表第二の27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和3年10月19日	1 5 2 所属長	税務課長 水野 真弓	税務課長 中野 旬三	事後	
平成30年9月11日	公表日	2016/10/15	2018/5/11		
平成30年9月11日	1 5 2 所属長	税務課長 中野 旬三	税務課長 小嶋 正義	事後	
令和1年9月11日	1 5 2 所属長	税務課長 小嶋 正義	税務課長		
令和1年9月11日	7 7 リスク対策		様式変更による追加		
令和4年10月1日	1 7 請求先	総務部総務課 住所:常清市新開町四丁目1番地 電話番号 0569-47-6101(直通) ファックス番号0569-34-4326(代表)	総務部総務課 (所在地) 〒479-8610 愛知県常清市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号)0569-47-6101(直通) (ファックス番号)0569-35-4329(代表)	事後	
令和4年10月1日	1 8 連絡先	総務部総務課 住所:常清市新開町四丁目1番地 電話番号 0569-47-6104(直通)	総務部総務課 (所在地) 〒479-8610 愛知県常清市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号・ファックス番号)0569-47-6104(直通) (電話番号・ファックス番号)0569-35-6944(直通)	事後	
令和4年10月1日	1 4 2 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号 別表第二の27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年11月18日	Ⅱ 2. 3 いつ時点の計数か	2014/11/28	2022/11/16	事後	
令和4年11月18日	1 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条		
令和4年11月18日	1 4 2 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)及び番号に基づく主務省令第2条の第4項(主務省令第2条の第4項における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 5. 7. 13. 15. 20. 28. 37. 39. 42. 48. 49. 53. 57. 58. 59. 63. 65. 66. 69. 71. 73. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 96. 98. 106. 108. 115. 124. 125. 129. 130. 132. 137. 138. 140. 141. 142. 144. 147. 151. 152. 155. 156. 158. 160. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173の項) (主務省令第2条の第4項における情報照会)の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」の項(48の項)		
令和4年11月18日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和4年11月18日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和4年11月18日	7 8 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の同意や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。	新設	
令和4年11月18日	7 11 最も優先度が高いと考えられる対策		①十分である マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。	新設	
令和7年11月18日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点		
令和7年11月18日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点		
令和7年12月1日	1 1. ②事務の概要	・個人住民税の賦課又は調査に関する事務を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律および、条令・規則の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①住民たる個人、事業者等の給与支払い者、公的年金保険を営む団体、地方公共団体、国税庁、及びその他の官公署からの課税資料の收受 ②課税資料に関する調査及び審査 ③課税資料に基づく個人住民税の賦課、更正及び減免 ④普通徴収にかかる個人住民税の納税の通知並びに更正及び減免に関する通知 ⑤特別徴収にかかる個人住民税の決定の通知並びに更正、減免及び特別徴収中止に関する通知 ⑥地方税法に定める納税証明書並びに所得課税証明書及び扶養証明書の交付 ⑦国税庁及び他の地方公共団体への課税資料の回送 ⑧課税にかかる官公署への協力の要請及び官公署からの要請への協力 ⑨督促状(催告書)の発送 ⑩不能欠損対象の把握、決定 ⑪その他個人住民税の賦課及び徴収に関すること	・個人住民税の賦課又は調査に関する事務を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律および、条令・規則の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 ①住民たる個人、事業者等の給与支払い者、公的年金保険を営む団体、地方公共団体、国税庁、及びその他の官公署からの課税資料の收受 ②課税資料に関する調査及び審査 ③課税資料に基づく個人住民税の賦課、更正及び減免 ④普通徴収にかかる個人住民税の納税の通知並びに更正及び減免に関する通知 ⑤特別徴収にかかる個人住民税の決定の通知並びに更正、減免及び特別徴収中止に関する通知 ⑥地方税法に定める納税証明書並びに所得課税証明書及び扶養証明書の交付 ⑦国税庁及び他の地方公共団体への課税資料の回送 ⑧課税にかかる官公署への協力の要請及び官公署からの要請への協力 ⑨督促状(催告書)の発送 ⑩不能欠損対象の把握、決定 ⑪その他個人住民税の賦課及び徴収に関すること に接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑫マイポータル申請管理で受得した申請データは、申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する。	業務の見直し及び個人住民税申告の電子化に伴う追加	
令和7年12月1日	1 1. ③システムの名称	個人住民税システム	個人住民税システム、申告受付支援システム、国税連携システム、e-TAXシステム、国体内倉庫名システム、マイポータル申請管理、申請管理システム		業務の見直し及び個人住民税申告の電子化に伴う追加
令和7年12月1日	1 2. 特定個人情報ファイル名	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特種ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特種ファイル、5. 地方税電子申告等特定個人情報ファイル		個人住民税申告の電子化に伴う追加
令和7年12月1日	7 11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。	マイナンバー利用事務系ネットワーク及びLOWAN接続系ネットワークにおいて生体認証を導入していること、また、業務系業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。		個人住民税申告の電子化に伴う修正